

留置業務嘱託医の委嘱要綱の制定について（通達）

平成 20 年 3 月 7 日

熊警第 337 号

被留置者の健康診断、診療等については、これまで「熊本県警察嘱託医の委嘱及び運営に関する要綱の制定について（通達）」（平成 9 年 11 月 25 日付け熊鑑甲第 1044 号）に基づき、警察本部長が委嘱する医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）に行わせてきたところであるが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）により、留置業務管理者（法第 16 条第 1 項に規定する留置業務管理者をいう。）が委嘱する医師等（以下「留置業務嘱託医」という。）に行わせることとなったため、この度、別添のとおり「留置業務嘱託医の委嘱要綱」を定め、平成 20 年 3 月 31 日から実施することとした。

要綱の解釈及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 留置業務嘱託医の業務（第 2 関係）

(1) 留置業務嘱託医の業務は、法に規定する第 2 (1) から (4) までに掲げる 4 業務である。

(1) の業務（以下「1 号業務」という。）は、おおむね 1 月につき 2 回行う被留置者の健康診断である。被留置者の身柄を拘束している留置施設には、被留置者の健康を保持する責任があり、その前提として、まず被留置者の健康状態を把握するためのものである。

(2) 第 2 (2) の業務（以下「2 号業務」という。）は、被留置者が、

ア 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき又はこれらの疑いがあるとき。

イ 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

のいずれかに該当する場合の被留置者の診療等であり、栄養補給の措置も含まれる。

法第 201 条は、被留置者に対する医療行為の責任は留置業務管理者が負うことを明記したものであり、留置業務嘱託医は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める特別職の地方公務員には該当しないものの、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）上、その医療行為は、「公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行う」ものに該当す

るものである。

- (3) 第2(3)の業務(以下「3号業務」という。)は、被留置者に拘束衣若しくは防声具を使用し、又は拘束衣の使用の期間を更新した場合において、被留置者の健康状態について行う意見の聴取である。

これは、拘束衣又は防声具の使用に当たり、その適正な使用を担保するために行うものであり、具体的には、留置担当官ができるだけ早く留置業務嘱託医に連絡を取り、拘束衣又は防声具を使用している被留置者の状況等について説明し、留置業務嘱託医からの意見を参酌して使用継続の是非を判断するものである。したがって、留置業務管理者は、この業務を委嘱する留置業務嘱託医に対しては、毎年度の委嘱後、速やかに拘束衣又は防声具の使用等について、十分に説明しておくこと。

- (4) 第2(4)の業務(以下「4号業務」という。)は、被留置者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合において、被留置者の健康状態について行う意見の聴取であり、その趣旨は3号業務と同様である。したがって、留置業務管理者は、保護室への収容についても、この業務を委嘱する留置業務嘱託医に対しては、毎年度の委嘱後、十分に説明しておくこと。

2 委嘱(第3関係)

- (1) 1号業務、2号業務及び3号業務については、すべての留置業務管理者が委嘱することとなるが、4号業務については、保護室が設置されている留置施設の留置業務管理者のみが委嘱することとなる。
- (2) 集中署における委嘱数は、1号業務については、年度を通じて業務契約を結ぶ関係から1人でよいが、2号業務については、過去の実績から被留置者の診療等を委嘱することとなる者については、すべて通常委嘱を行っておくこと。3号業務及び4号業務については、1人だけでは連絡が取れない場合に適正な業務が遂行できなくなることから、必ず2人以上を委嘱しておくこと。

なお、警察署長の留置業務管理者にあっては、2人以上の留置業務嘱託医を確保するに当たって、自署管内に委嘱する者がいない場合は、隣接署管内の者を委嘱することができる。

- (3) 一方、委託署における委嘱数は、被留置者の留置期間が短期間であり、かつ、年間の被留置者数が極めて少ないという実態にかんがみ、1号業務、2号業務及び3号業務を併せて1人の留置業務嘱託医に委嘱しても支障がないので、これらの業務について、1人以上を委嘱しておくこと。

なお、委託署では、1号業務について、留置業務嘱託医と業務契約を結んでおく必要はない。

(4) 臨時委嘱の対象となる業務は、2号業務だけである。1号業務は、おおむね1月に2回、定期的に行うことから、会計上、業務契約を結ぶべきものであり、臨時委嘱にはなじまない。また、3号業務は、留置業務嘱託医に対して、事前に拘束衣又は防声具の使用等について説明する必要がある、さらに、4号業務も同様の理由があり、共に臨時委嘱にはなじまないものである。

(5) 臨時委嘱は、通常委嘱により委嘱状を交付した留置業務嘱託医が不在であったり、被留置者が救急車で搬送されるなど、特異な場合の委嘱方法である。また、被留置者ごとに臨時委嘱状を交付して行う必要がある、診療等を受ける被留置者が異なれば、担当医師が同じであっても、臨時委嘱状を交付すること。

3 委嘱期間（第4関係）

委嘱期間は、通常委嘱の場合は、被留置者の健康診断が業務契約を伴うものであることから、1会計年度とした。また、臨時委嘱の場合は、被留置者の診療等を開始した日から診療等を終了した日までとなる。

別添

留置業務嘱託医の委嘱要綱

第1 趣旨

この要綱は、留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。）が委嘱する医師等（以下「留置業務嘱託医」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 留置業務嘱託医の業務

留置業務嘱託医に委嘱する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第200条第2項に規定する健康診断に関すること。
- (2) 法第201条第1項に規定する診療等に関すること。
- (3) 法第213条第7項に規定する拘束衣又は防声具の使用時における意見の聴取に関すること。
- (4) 法第214条第2項に規定する保護室収容時における意見の聴取に関すること。

第3 委嘱

1 通常委嘱

- (1) 留置業務管理者は、次に掲げる要件を具備した者を留置業務嘱託医として委嘱するものとする。

ア 人格識見が高いこと。

イ 留置業務嘱託医として適格性を有し、業務の遂行に熱意を有すること。

(2) 留置業務管理者は、留置業務嘱託医を委嘱する場合は、委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。

2 臨時委嘱

(1) 留置業務管理者は、第2(2)に掲げる業務を委嘱する必要が生じた場合において、1により委嘱した留置業務嘱託医が不在その他やむを得ない事情によりこれに従事することができないときは、当該留置業務嘱託医以外の医師で適任と認めるもの（以下「臨時嘱託医」という。）に委嘱することができる。

(2) 留置業務管理者は、(1)の規定により診療等を委嘱する場合は、診療等を委嘱しようとする被留置者ごとに臨時委嘱状（別記様式第2号）を交付して委嘱するものとする。ただし、臨時委嘱状を交付するいとまがないときは、口頭により委嘱した後、速やかに交付するものとする。

第4 委嘱期間

留置業務嘱託医（臨時嘱託医を除く。第5において同じ。）の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第5 解嘱

留置業務管理者は、留置業務嘱託医が辞意を表明したとき又は死亡、疾病その他業務の遂行に支障があると認めたときは、委嘱期間にかかわらず、解嘱することができる。

第6 名簿

留置業務管理者は、留置業務嘱託医名簿（別記様式第3号）を備え付け、委嘱の状況を明らかにしておかなければならない。

第7 報告

留置業務管理者は、留置業務嘱託医を委嘱した場合は、留置業務嘱託医名簿の写しにより、警察本部長に報告しなければならない。

第8 事務処理

留置業務嘱託医に関する事務については、警察本部にあっては留置管理室、警察署にあっては留置管理課又は総務課（係）において処理する。

別記様式（略）